

CASBEE 評価員登録規程

(趣旨)

第1条 CASBEE 評価員登録制度要綱（以下「要綱」という。）第9条に基づくCASBEE 評価員登録に関する必要な事項を定める。

(登録事項)

第2条 要綱第9条第2項及び第10項に基づく登録申請があった場合は、一般財団法人建築環境・省エネルギー機構（以下「財団」という。）は審査のうえCASBEE 評価員登録者名簿に次の事項を登録するものとする。

- 一 氏名
- 二 生年月日
- 三 評価員の種類
- 四 登録番号
- 五 登録年月日
- 六 有効期限
- 七 建築士の登録番号及び取得年月日（CASBEE 建築評価員、CASBEE 戸建評価員のみ）
- 八 自宅の郵便番号、住所及び電話番号
- 九 その他必要に応じてメールアドレス、勤務先の所在地・電話番号など

(登録番号)

第3条 登録番号は、一連番号5桁の数字に資格の登録有効期間の満了する年を示す西暦下2桁の数字を組み合わせたものとする。

例（有効期間が2018年3月末日までの場合）

0 0 0 0 1 - 1 8

有効期間の最終年の下2桁	
一連番号5桁	

（注：戸建評価員については頭に「戸ー」を表示する。不動産評価員については、頭に「ふー」を表示する。）

- 2 登録更新の登録番号は、一連番号の5桁は更新前と同一とする。
- 3 登録番号は、原則として評価員登録の申請順（申請受領日の消印に基づく）に登録番号を付するものとする。

(登録者の公表)

第4条 要綱第9条第7項に基づき登録者は財団のホームページ等で公開するものとし、掲載事項は次のとおりとする。

- 一 登録番号
- 二 氏名
- 三 勤務先（又は自宅）の所在する都道府県名
- 四 その他登録者の希望により勤務先名、所属、電話番号、ファクシミリ、メールアドレス等を掲載できるものとする。

（登録事項の変更）

第5条 CASBE 評価員は第2条に定める登録事項に変更が生じた場合には、速やかにその内容を財団に届け出なければならない。

- 2 財団は、前項の届出があった場合においては登録者名簿の訂正を行い、前条に定める公表事項に変更がある場合においては、掲載事項の訂正を行う。

（登録証の再交付）

第6条 CASBE 評価員は、財団より交付を受けた評価員登録証及び評価員登録証明書を汚損し又は失った場合、又は前条に定める登録事項の変更の届出があった場合には、評価員登録証及び評価員登録証明書の再交付の申請をすることができる。その場合、評価員登録証・登録証明書再交付申請書にその事由を記載し、汚損した場合又は登録事項の変更による場合には、その評価員登録証及び評価員登録証明書を添え、これを財団に提出する。

- 2 CASBE 評価員は、前項に定める申請を行う場合には、手数料を財団に納めなければならない。この場合の手料金は、3,000円（税抜）とする。
- 3 財団は、第1項に定める申請があった場合においては、申請者に評価員登録証及び評価員登録証明書を再交付する。

附則 この規程は平成19年4月1日より施行する。

一部改正 平成22年11月12日

一部改正 平成24年4月11日

一部改正 平成28年6月6日